

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年2月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100110号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100057号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社(平成18年9月19日、B社に事業所名称変更)における平成17年6月1日から平成18年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年6月から平成18年9月までの標準報酬月額については、平成17年6月は16万円から20万円、同年7月は16万円から22万円、同年8月は16万円から24万円、同年9月から平成18年9月までは15万円から22万円とする。

平成17年6月から平成18年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月から平成18年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年1月1日から平成18年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私の請求期間に係る標準報酬月額は、A社から支払を受けた給与支給額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成17年6月1日から平成18年10月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書(写)(以下「給与明細書(写)」という。)により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)、又は当該期間における各月の報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該

期間の標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額が現在の標準報酬月額の記録を超える場合である。

したがって、平成17年6月から平成18年9月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書(写)により確認できる本来の報酬月額又は報酬月額から、平成17年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月は24万円、同年9月から平成18年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月から平成18年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主により、厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に係る届出が行われていることが確認できることから、事業主は、給与明細書(写)により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成17年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間について、給与明細書(写)により、請求者は、同年1月及び同年5月において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められるものの、同年1月、同年4月及び同年5月の厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額(16万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(16万円)と同額であることから、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成17年2月1日から同年4月1日までの期間について、請求者は、給与明細書を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者から平成17年分給与所得の源泉徴収票(写)が提出されたが、当該資料からは、各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

加えて、事業主は、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、不明である旨回答している上、事業主、取締役、A社の顧問社会保険労務士及び同社の破産管財人は、請求者に係る賃金台帳を保管していない旨回答している。

このほか、請求期間のうち、平成 17 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100118号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100014号

## 第1 結論

昭和63年\*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年\*月から平成2年3月まで

私が20歳になった昭和63年\*月頃に手続場所は不明であるものの、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、納付時期、納付場所及び納付金額は覚えていないが、父親が納付してくれていたはずである。

また、夫は、婚姻するときに私の請求期間の国民年金保険料を父親が納付していたことについて、父親自身から聞いたことを今も覚えている。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和63年\*月頃に父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、夫も婚姻するときに父親自身から聞いたことを今でも覚えていると主張しているところ、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする父親は既に亡くなっており、証言を得ることができない上、請求者の夫は、婚姻するときに請求者の父親から聞いたことは鮮明に覚えているものの、保険料の具体的な納付状況については記憶していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)の前後の番号が付与された被保険者記録から、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は平成4年4月ないし同年5月頃と推認されることから、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏

名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者の当該期間当時の住所地であるA市B区及び日本年金機構に調査を行ったものの、請求者の国民年金に係る資格取得年月日である平成4年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100115号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100058号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月15日から平成4年8月1日まで

私は、請求期間において、A社に派遣登録し、派遣先のB事業所の子会社でフランス語の翻訳及び通訳として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に派遣登録し、派遣先のB事業所の子会社でフランス語の翻訳及び通訳として勤務していた旨主張しているところ、請求者のA社C支店における雇用保険の加入記録及び同社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる請求期間当時の元代表取締役の陳述から、請求者は請求期間において同社に派遣登録している社員として在籍していたことは認められる。

しかしながら、請求者は、A社に派遣登録していた当時の給与について、時給制であったと陳述しているところ、上記の元代表取締役は、派遣登録していた者については、給与は時給制であり、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、社会保険事務担当者は、当該期間当時、同社では厚生年金保険への加入は正社員のみであり、派遣登録していた者は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は、平成19年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の元代表取締役は、同社において派遣登録していた者に関する人事記録等の資料は保管していない旨回答している上、同社

に係る厚生年金保険適用事業所全喪届において全喪後の連絡先として記載されているD社は、A社に係る人事記録等の資料は保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、A社の被保険者に係る整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。